

整理番号	24004
評価対象年度	令和4年度
編成区分	当初

事務事業評価(事前)シート

提出日	令和3年11月19日
事業担当課	文化振興課

《基本情報》

事務事業名	(仮称)新型コロナからの芸術文化活動再開支援補助金	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡大
基本施策	G4 芸術文化あふれる暮らしを創出します	
2025年度にめざす姿 (なにが、どうなっている)	なにが	どうなっている
	市民が	芸術文化を楽しみ、心豊かに生活している。
個別施策	G4-2 市民の自主的な芸術文化活動の活性化を図ります	
2025年度にめざす姿 (なにが、どうなっている)	なにが	どうなっている
	市民が	自主的な芸術文化活動を活発に行っている。

《事業の目的及び現在の取組み概要等》

現状・問題点	<p>○新型コロナの影響により自粛せざるを得なかった芸術文化活動がようやく再開しはじめたが、公演等の実施にあたって、消毒液の購入、参加者の検温や連絡先の把握に携わる人員の配置など、感染症対策に要する費用が新たに生じている。一方、観客数を減らしたり広告収入が得にくいなど収入が減少しており再開が難しくなっている。</p> <p>○感染防止や施設の休館により公演等を中止した団体等の多くは、開催中止によりチケット収入が無くなったにもかかわらず、チラシ・ポスターの作成や公演用の物品の購入、出演者のキャンセル料など費用の負担が生じており、再開の支障となっている。</p> <p>○市民文化団体からは補助制度の創出について、公演等の主催者からはイベント中止に伴う損失補填について市へ要望書が出されている。</p> <p>○令和2年度ふるさと納税のメニュー『新型コロナウィルス感染症の影響からの再開支援～長崎芸術文化応援プロジェクト！～』に多額の寄附が寄せられ、文化国際交流基金に約1億1,980万円を積立てており、市内の芸術文化関係者の再開を支援する事業を効果的に行う必要がある。</p> <p>○長崎文化時間の創出事業を通じて、市民文化団体、市民演奏家、舞台関係業者と感染症対策や催事運営のノウハウを共有することができた。また、観客等にもコロナ禍での催事について、一定の認識が定着している。次のステップとして、市民文化団体等の自主的な活動の再開に向けて支障となっている課題を解決するための支援が必要である。</p>
目標(誰(何)をどのような状態にしたいのか)	市内の芸術文化関係者(市民文化団体、市民演奏家、事業所等)が自主的な活動を再開し、今後も継続できるようにする。
課題(どういことをする必要あるのか)	活動再開の支障となっている経済的負担を軽減する支援制度を創設し、再開を応援する必要がある。
上記の問題点に対して現在行っている事業の有無	有・ 無 ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等)
当該新規・拡大事業を行うにあたり、縮小・統合・廃止する事業	有・ 無 ※有の場合は事業概要を添付(委員会資料等) 新規・拡大事業を行うためには、今までやってきた取組みを検証し、成果や効果が低い事務事業の終了も含めた「選択と集中」に努めることが不可欠です。

＜事業の概要＞

<p>事業の具体的内容 (対象、事業主体、事業 期間、総事業費、事業 費内訳等記載)</p>	<p>【事業概要】 新型コロナの影響により国は早い時期からイベント等の開催制限を設けたことから、発表会やコンサート等の鑑賞型事業のほとんどは、延期や中止せざるを得なかった。そのため、コロナ禍で最も影響を受け、再開の困難性が高い鑑賞型事業に対する支援制度を創設する。</p> <p>【対象事業費】 芸術文化分野の公演や展覧会など広く市民が鑑賞できる催事を市有施設で開催する場合の会場使用料。</p> <p>【対象期間】 催事の開催日が、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>【対象者】 次の①及び②のいずれも該当する者</p> <p>①令和2年2月20日～令和4年3月31日に市有施設で予定していた鑑賞型事業のうち、新型コロナウイルス感染防止のため中止・延期した公演等の主催者</p> <p>②令和4年4月1日～令和5年3月31日に開催する公演等を主催する者で、当該主催者が、市民、市民文化団体として市に登録している市民文化団体、市内に所在する団体や事業者。</p> <p>なお、実行委員会が主催する場合は、構成員の過半数が、市民、市民文化団体及び事業者の場合に限る。</p> <p>【対象となる芸術文化分野】 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊(文化芸術基本法第8条)、映画等(第9条)、伝統芸能(第10条)、歌唱等(第11条)、茶道・華道等の生活文化(第12条)※囲碁・将棋等の国民娯楽は除く。</p> <p>【対象となる催事】 芸術文化分野の発表会やコンサート等の公演、絵画や写真等の展覧会、講演会など</p> <p>【対象とならない催事】 主として作品、物品の販売を目的とした催事。広く一般に公開されていない催事。公共団体又は公共的団体から補助金等の交付を受けて行う催事。学校や学校関係団体(中学校文化連盟・高等学校文化連盟やPTA等の社会教育関係団体)が主催する催事。市が共催する催事。連続講座や教室など鑑賞会ではない催事。</p> <p>【補助金額】 会場となる市有施設の施設使用料(利用支払額)。ただし、上限額50万円。附属設備使用料は対象外。</p> <p>【総事業費】90,279千円</p> <p>【事業費内訳】 ・会計年度任用職員給与(6月分) 1,420千円 ・コピー用紙等消耗品購入 38千円 ・郵送料 245千円 ・補助金 88,576千円</p>						
<p>業務量の増減</p>	<p>1,370時間増(広報:20時間、申請受付・問合せ対応:675時間、支給決定・支払:675時間)</p>						
<p>市民等の参画と協働のまちづくり (取組みに☑をし、その内容を記載)</p>	<p><input type="checkbox"/> 情報共有 <input type="checkbox"/> 参画 <input checked="" type="checkbox"/> 協働</p> <p>補助金の交付により、芸術文化の再開を支援し、芸術文化を続ける市民を増やすとともに、市民が芸術文化に触れる機会を増やし、芸術文化あふれる暮らしを創出する。</p>						
<p>事業期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 単年度 <input type="checkbox"/> 単年度繰り返し <input type="checkbox"/> 期間限定 (年度～ 年度)</p>						
<p>予算額</p>	<p>金額(千円)</p>	<p>国</p>	<p>県</p>	<p>地方債</p>	<p>その他</p>	<p>一般財源</p>	
	<p>当年度</p>	<p>90,279</p>			<p>90,279</p>	<p>0</p>	
	<p>総額</p>						
	<p>財源名称</p>	<p>文化国際交流基金</p>					
<p>成果(活動)指標</p>	<p>指標(単位)</p>	<p>補助金交付件数(単位:件)</p>					
	<p>年度</p>	<p>令和4年度</p>	<p>令和5年度</p>	<p>令和6年度</p>	<p>令和7年度</p>	<p>令和8年度</p>	
	<p>目標値</p>	<p>650</p>					
	<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>ブリックホール(大ホール、国際会議場)、チトセピアホール、市民会館文化ホール、平和会館ホール、市民生活プラザホールを、音楽・減劇・舞踊・落語・演芸のジャンルで使用した実績のうち、平成27～30年度の4カ年の平均件数。</p>					

評価結果

(1) 今後の事業の方向性と理由

<input checked="" type="checkbox"/> 採択	<input checked="" type="checkbox"/> 所管案のとおり	<input type="checkbox"/> 事業のやり方改善	<input type="checkbox"/> 事業規模拡大	<input type="checkbox"/> 事業規模縮小
	<input type="checkbox"/> 事業統廃合	<input type="checkbox"/> その他		
<input type="checkbox"/> 不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			
<input type="checkbox"/> 一部不採択	<input type="checkbox"/> 企画不十分			

(2) 評価会議における指摘事項

新型コロナウイルスの影響により、発表会やコンサート等の鑑賞型事業の中止を余儀なくされた市民文化団体等が、新たに鑑賞型事業を行う際の市有施設の会場使用料を補助するものである。

活動再開の支障となっている経済的負担を軽減することで、自主的な芸術文化活動の早期再開につながることから、事業の実施は適当である。

ただし、事業実施に対する意見は次のとおり。

【事業実施に対する意見】

・市有施設の施設使用料のみを補助の対象としているが、民間施設の利用について補助の対象としない理由について整理すること。